

各種補助制度のご案内

市では、ごみの減量に資する取り組みや集積箱の購入・作製に対して補助制度を設けています。

生ごみ処理機購入補助制度

【電気式生ごみ処理機購入補助】

- 《交付対象》 市内に住所がある人
(5年以内に補助を受けている世帯の人は対象外)
- 《交付対象品》 電気式の生ごみ処理機で、1世帯につき1台に限る
※市外の販売店やインターネットで購入したものも対象
- 《補助金額》 購入金額の2分の1(100円未満切り捨て／上限10,000円)
※申請が市の予算額を超えた場合は、その時点で受付を終了します。

生ごみ
減量なら
コレ!



【必要書類】

- 申請書・処理機の保証書
- 領収書の写しなど

★ポイントを使用された場合は
値引き後の金額が補助対象です。
★中古品は補助対象外です。

【生ごみ堆肥化容器購入補助】

- 《交付対象》 市内に住所がある人で、処理後の堆肥を自ら利用できる人
※5年以内に補助を受けて容器を2個購入された世帯の人は対象外
- 《交付対象品》 市が指定したコンポスト容器・EM容器(1世帯につき計2個まで)
- 《補助金額》 容器1個につき販売価格の2分の1
(100円未満切り捨て／1個につき上限4,000円)
- 《購入方法》 市が指定する販売店(下記)で購入してください。(要印鑑／指定店以外で購入された場合は補助対象外)
補助金申請の手続きは販売店が代行しますので、補助額を差し引いた額を支払ってください。



コンポスト容器 EM容器

指定販売店

| | | |
|---------------|--------------------------------------|----------------------------|
| コンポスト EM容器 | 京都丹の国農業協同組合 (舞鶴広域農経済センター☎82-0094) | みやもと金物店(平野屋☎75-0344) |
| | 丸二金物(浜☎62-5533) | ジュンテンドー西舞鶴モール店(女布☎78-2050) |

古紙等資源回収活動報奨金制度

資源回収活動をされる団体に対し、回収量に応じて報奨金を交付しています。(引取業者からの買い取り料金とは別)
申請書は生活環境課窓口でお渡しするほか、市ホームページにも掲載しています。

- 《交付対象》 舞鶴市内の地域住民により構成され、市へ活動団体登録をしている団体
(資源回収を主たる業務としている会社・団体を除く)
※事前に市へ活動団体登録を申請してください。
- 《交付対象品》 ①古紙類(内容は引取業者と相談してください)、②繊維類、
③アルミ類、④廃食用油
- 《報奨金の額》 3円／kg、ただし廃食用油は5円／ℓ(どちらも10円未満切り捨て)
- 《交付申請期限》 ・4月～9月活動分…9月末日
・10月～翌年3月活動分…3月末日(年度内の支払いを希望される場合は2月末日)

自治会やPTAなどの
資源回収にご協力を
お願いします。



自治会で設置する可燃ごみ集積箱(木製・金属製)への補助

- 《交付対象品》 自治会が市内の業者から購入した集積箱、あるいは自ら作製した集積箱(交換・買い替えも対象)
※必ず、購入前・作製前にご連絡ください。購入後の申請は対象外です。
(生活環境課 ☎66-1005)

- 《補助金額》 1つの集積箱につき、費用の2分の1で上限40,000円

補助
対象外

既存集積箱の修繕／道路や側溝に設置する集積箱／
折りたたみ式集積箱やネット(網)の購入など



※申請が市の予算額を超えた場合は、その時点で受付を終了します。

啓発看板の配布

「不法投棄禁止」、「ポイ捨て禁止」、「犬の粪は持ち帰ろう」などの啓発看板を配布しています。

※数に限りがありますので、配布枚数は相談させていただきます。

(ご希望にそえない場合があります)

※自治会向けに配布するものであり、個人で使用される場合はお渡しできません。

